

少子・高齢化対策特別委員会

第6次福岡市子ども総合計画（素案）について

第6次福岡市子ども総合計画（素案概要）	資料1
第6次福岡市子ども総合計画（素案）	資料2

令和6年11月

こども未来局

1 計画策定の趣旨

- 福岡市では2000（平成12）年に最初の子どもの総合計画を策定以降、5年ごとに改訂しながら、総合的・計画的に子ども施策を推進してきた。
- 第5次計画の終期を2024（令和6）年度末に迎える中、これまでの取組みを踏まえつつ、子育てに不安・負担を感じる保護者の増加や、支援ニーズの増加・多様化、虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が抱える悩み等の多様化・複雑化等の課題に適切に対応していく必要がある。
- また、こども基本法の施行により、すべての子どもの権利の尊重や子ども施策への当事者意見の反映等の対応が一層求められていることに加え、全国的に少子化が進行する中、子どもを持つことにかかる多様な価値観や考え方の尊重と少子化対策の両立が求められている。
- こうした社会環境の変化も踏まえ、2025（令和7）年度以降も効果的な施策を総合的・計画的に推進していくため、第6次福岡市子ども総合計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 福岡市総合計画に即した子どもに関する分野の基本的計画とするとともに、下記のとおり、法定計画として位置付ける。
 - ・こども基本法第10条第2項に基づく「福岡市こども計画」
 - ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」
- 計画の推進にあたっては、「福岡市保健福祉総合計画」や「福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」など関連計画との連携を図る。

3 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間

4 計画の対象

- すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、NPO、行政など、すべての個人・団体を対象とする。
- ※「子ども」は0歳からおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳から40歳未満としつつ、こども基本法に定める「こども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう柔軟に対応する。

5 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」

- 子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在であり、大人とともに現在の社会を構成する一員として、それぞれの権利や多様性が尊重され、安全で安心して過ごせる環境の中で自己肯定感を高め、豊かな人間性や主体性、創造性、社会性を育み、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジできるまちをめざす。
- また、誰もが安心して子どもを生み育てられるとともに、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（Well-being）で、自分らしく健やかに成長できるよう、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちをめざす。

(2) 基本的視点

視点 1	すべての子どもの権利の尊重	子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様性を尊重しながら、子ども一人ひとりの最善の利益を図る。
視点 2	すべての子ども・子育て家庭の支援	すべての子ども・若者、子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援する。
視点 3	一人ひとりの視点に立った支援	当事者である子ども・若者、保護者の意見を聴き、それぞれの視点に立ちながら、事業の構築や実施、改善を行うことにより、実効性のある支援を行う。
視点 4	必要な人へ確実に届く支援	支援が届かない・届きにくい状況にある子ども・若者、子育て家庭を含め、必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型、アウトリーチ型の支援を行う。
視点 5	社会全体での支援	市民や事業者、地域、学校、NPOなど、あらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援する。

1 施策体系

【全年齢】

目標 1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

【主に妊娠前～乳幼児期】

目標 2 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

【主に学童期～青年期】

目標 3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

【全年齢】

目標 4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

施策12 子どもの貧困対策の推進

2 基本目標ごとの施策の展開

目標 1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり 【全年齢】

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

【現状と課題】

- ・2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法において、すべての子どもの権利の尊重などが基本理念として掲げられ、その理念にのっとり子ども施策を総合的に策定・実施することが、国・自治体の責務とされた。
- ・市調査によると、中学生と高校生世代で、「子どもの権利条約の内容を知っている」との回答は33.8%。また、「自分の意見が大切にされていないように感じる」との回答は2割超。
- ・子どもたち自身が自らの権利について知るとともに、子どもに関わるすべての人が子どもの権利を尊重することができるよう、より一層の普及・啓発や子どもの意見表明を支援する取組みが必要。

施策の方向性

- ① **子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発**
(子どもの権利について学ぶ機会の充実、保護者など周りの大人への理解を促す取組み など)
- ② **子どもアドボカシーの推進**
(子どもの意見表明の支援、子ども施策に関する子どもへの意見聴取 など)

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

【現状と課題】

- ・少子化の進行が全国的な課題となっており、福岡市の出生数も減少傾向にある。市調査によると、若者が子どもをほしいと思わない理由として、子育ての身体的・精神的・経済的負担に加え、自分のやりたいことができなくなることや、将来への不安を挙げる声が多く、出産・子育てに明るい展望を持ちづらい現状がある。
- ・子育て中の保護者を対象とした調査では、ほしいと思う子どもの数と実際に予定する数にギャップがあり、その理由として子育ての身体的・精神的・経済的負担を挙げる声が多い。
- ・家事・育児時間は母親・父親ともに増加しているが、依然として母親に負担が偏っているほか、子どもと過ごす時間が十分でないと感じる保護者は約半数となっており、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが求められている。
- ・乳幼児保護者の外出時の困りごととして、食事・休憩ができる場所や、道路や公共交通のベビーカーでの移動しやすさを求める声が多いほか、小学生保護者からは、地域の道路環境の改善や防犯対策を求める声が多い。

施策の方向性

- ① **子ども・子育てを応援する機運の醸成**
(子どもを持つことを前向きに考えられる機運の醸成、市民や企業との共働による普及啓発 など)
- ② **仕事と子育ての両立に向けた環境づくり**
(男女ともに仕事と子育てを両立するためのセミナー等の実施、企業等の取組みの情報発信 など)
- ③ **子育てを支援するまちづくり**
(道路や公共交通のバリアフリー化、親子が外出しやすい環境づくり、子育てにかかる経済的負担の軽減など)
- ④ **子どもの安全を守る取組み**
(通学路の安全対策、交通安全や防犯・防災に関する講座等の実施 など)

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【主に妊娠前から乳幼児期】

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

【現状と課題】

- ・子育て中の保護者を対象とした調査では、ほしいと思う子どもの数と実際に予定する数にギャップがあり、その理由として年齢的な理由を挙げる声が多い。不妊に悩む人からは、もっと早期から妊娠や出産に関する正しい知識を得たかったという声がある。
- ・産後ケアの利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められている。

施策の方向性

- ① **プレコンセプションケアの推進**
(男女ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会の提供 など)
- ② **不妊・不育に対する相談支援**
(不妊・不育専門相談センターにおける相談支援、不育症の検査・治療費助成 など)
- ③ **産前・産後の支援**
(伴走型支援や切れ目のない支援、必要ときに支援を受けられる体制の構築 など)
- ④ **健康づくりと小児医療の推進**
(妊産婦や乳幼児の健康診査費用の助成、小児医療の充実 など)

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

【現状と課題】

- ・保育需要の地域的な偏りが生じており、入所保留児童が生じる一方で、空きのある施設もある。
- ・様々な保育ニーズへの対応に加え、国による保育士配置基準の改善もあり、全国的に保育人材が不足している。
- ・病児・病後児デイケアの利用が増加しており、更なる受け皿の確保が求められている。

施策の方向性

- ① **教育・保育の提供**
(きめ細かな入所調整、保育需要に応じた受け皿確保 など)
- ② **保育人材の確保**
(保育士の処遇改善や働きやすい環境づくり、保育士への就職支援、潜在保育士の再就職支援 など)
- ③ **多様なニーズへの対応**
(保護者の様々なニーズへの対応、こども誰でも通園制度、障がい児や医療的ケア児の受入れ促進 など)
- ④ **教育・保育の質の向上**
(職員の人材育成、施設間の連携や好事例の横展開 など)

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

【現状と課題】

- ・地域関係の希薄化やコロナ下での交流機会の不足もあり、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加。
- ・子育てで悩んでいることは、しつけや食事・栄養、病気、発育・発達など様々であり、赤ちゃんに触れる機会がないまま親になった世代が、様々な不安や悩みを抱えていると考えられる。
- ・保護者から相談先が分からない、市の支援内容が分かりづらいという声がある。

施策の方向性

- ① **身近な相談窓口や交流・学びの場の充実**
(気軽に立ち寄れる場所やオンラインなど相談機能の充実、地域の交流・学びの場の充実 など)
- ② **乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり**
(子育てサポーターの養成、地域における子育ての相互援助活動の推進 など)
- ③ **情報提供の充実**
(多様な媒体を活用した情報発信、SNS等によるプッシュ型の情報提供 など)

目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

【主に学童期～青年期】

施策6 子ども様々な学び・体験機会の提供

【現状と課題】

- ・国の調査における「将来の夢や目標を持っているか」へ肯定的な回答をした割合は、市内の小学生で約8割、中学生で約7割となっているが、コロナ禍を契機に低下している。
- ・市調査では、子どもの地域活動やボランティア活動等への参加経験が減少している。約半数の子どもが地域活動等へ参加したいと回答しているが、その割合は減少傾向にある。

施策の方向性

- ① **自己形成や社会的自立に向けた取組み**
(職業体験など将来の夢や目標につながる体験機会の提供、生命や性などに関する学習機会の提供 など)
- ② **様々な体験機会の充実**
(文化芸術やスポーツ、科学など、子どもの主体性や創造性を育む多様な体験機会の提供 など)
- ③ **健やかな心身の育成**
(食育の推進、インターネットやSNS等の適切な使用に向けた教育、薬物乱用防止等に関する啓発 など)

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

【現状と課題】

- ・共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの需要が更に高まっている。
- ・市調査によると、子どもがのびのびと遊べる施設や安心して過ごせる場所の充実を求める保護者の声が多いほか、地域内で雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び・活動の場を求める声が多い。

施策の方向性

- ① **放課後等における居場所の充実**
(放課後児童クラブの運営や環境整備、わいわい広場の実施、子ども食堂への支援 など)
- ② **中高生の居場所の充実**
(気軽に立ち寄り自由に過ごせる居場所づくりの支援 など)
- ③ **遊び・活動の場づくり**
(遊び・体験・交流の場の提供、様々なイベントの実施、安全・安心に楽しく遊べる公園づくり など)
- ④ **非行防止・健全育成活動の推進**
(家庭や学校、地域等と連携した非行防止活動、子どもの健全育成事業の推進、有害環境への対応 など)

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

【現状と課題】

- ・SNS等でのコミュニケーションが増加し、人間関係や悩み等が周囲から見えにくくなっていることに加え、核家族化や共働きの増加等により、身近な人からサポートを受けにくくなっている。
- ・教育相談アンケートや面談の充実等により、いじめの認知件数が増加している。
- ・コロナ下における生活環境の変化等により、不登校児童生徒数が増加している。

施策の方向性

- ① **総合的な支援・連携体制の強化**
(総合的な相談窓口の提供、関係機関等との連携による切れ目のない支援やアウトリーチ型支援 など)
- ② **いじめの防止・対応**
(いじめの未然防止、積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携 など)
- ③ **不登校の児童生徒の支援**
(一人ひとりの状況に応じたサポート、多様な学びの場の確保やフリースクールとの連携 など)
- ④ **ひきこもり・無業の状態にある若者等の社会参加、自立・就労の支援**
(相談・訪問支援、社会参加や自立に向けた支援 など)

目標 4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

【全年齢】

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

【現状と課題】

- ・発達障がいへの社会的理解の広がり等により療育センター等における新規受診児数が増加し続け、診断やサービスの開始までに時間を要しており、2025（令和7）年4月に開所する南部療育センターの効果等を踏まえ、更なる対策の必要性について検討していく必要がある。
- ・共働き世帯の増加や発達障がい児の増加等により、保育所等を利用しながら療育を受けたいというニーズや、居住校区の学校で必要な支援を受けながら教育を受けたい等のニーズが高まっている。
- ・医療と福祉と教育の連携など、切れ目のない支援が求められている。

施策の方向性

- ① 早期発見と療育・支援体制の充実
(障がいの早期発見・早期支援に向けた相談支援体制の充実、情報提供の充実 など)
- ② 特別支援教育の推進
(一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、インクルーシブ教育の推進 など)
- ③ 放課後等における支援の充実
(放課後等デイサービスの質の向上 など)
- ④ 発達障がい児の支援
(発達障がい者支援センターにおける乳幼児期から成人期までの一貫した支援 など)
- ⑤ 自立や社会参加に向けた支援
(地域との交流促進や地域で暮らしやすい環境づくり、個々の特性を踏まえた就労支援 など)

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

【現状と課題】

- ・市調査では、母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員だが、依然として厳しい経済状況にあり、経済的支援や就業、自立支援が求められている。
- ・ひとり親家庭は他の世帯分類と比べ、「子どもと一緒に過ごす時間が不足している」と感じている割合が高く、仕事と子育ての両立支援が求められている。
- ・家族の日常生活の世話等を行っている子どもや外国にルーツをもつ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合がある。

施策の方向性

- ① ひとり親家庭の生活支援
(日常生活の支援、仕事と子育ての両立支援 など)
- ② ひとり親家庭の就業・自立支援
(ひとり親支援センターにおける相談から就業までの一貫した支援、就業に有利な資格取得等の支援 など)
- ③ ヤングケアラー支援
(相談窓口の支援体制の充実・強化、関係機関とのネットワーク構築 など)
- ④ 外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもへの支援
(学校やこども総合相談センターなど関係機関が連携した相談対応 など)

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

【現状と課題】

- ・「子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」に基づき、市や関係機関、地域住民が一丸となり、児童虐待を未然に防ぐ様々な取組みを推進する必要がある。
- ・相談チャンネルの増加や社会的意識の高まり等により、児童虐待に関する相談・通告が増加し続けている一方、保護者から悩みの相談先が分からない、気軽に相談しづらいという声がある。
- ・里親養育への包括的な支援や、施設等入所児童及び社会的養護経験者等の自立支援の充実が求められている。

施策の方向性

- ① アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実
(支援を要する家庭へのアウトリーチ型支援、育児疲れ等へのレスパイトケア など)
- ② 身近な相談支援体制の充実
(保護者が気軽に相談できる身近な相談窓口の充実 など)
- ③ 関係機関の連携強化
(児童相談所や区役所、地域、学校、医療機関、NPO等の連携による支援体制の構築 など)
- ④ 親子関係再構築支援
(施設等入所児童の早期家庭復帰、虐待の再発防止に向けた家庭の養育機能の回復 など)
- ⑤ 里親養育の推進
(里親支援センターによる包括的な支援の実施 など)
- ⑥ 養子縁組の推進・支援
(家庭復帰が困難な施設入所児童等の養子縁組への移行支援から養子縁組後までの支援の実施 など)
- ⑦ 自立支援の充実
(施設等入所児童や社会的養護経験者等に対する里親、施設、民間支援団体等と連携した自立支援の実施 など)

施策12 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

- ・市調査では、収入が低い世帯やひとり親世帯ほど、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られるほか、相談相手がない、情報の入手先が分からないなどの回答も多く、孤独・孤立化の傾向も伺える。
- ・子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、支援を着実に届けられるよう、地域や関係機関との連携や情報提供の充実等に取り組む必要がある。

施策の方向性

- ① 子どもの貧困対策の総合的な推進
(関係局の密な情報共有や相互連携のもと、教育、生活、就労、経済的支援等を総合的に推進 など)
- ② 学習支援の推進
(子どもや家庭の状況に応じた学習支援、各種進学支援の充実 など)
- ③ 体験機会や居場所の充実
(食事などを通じた、大人と関わる場や体験機会を得られる居場所づくりの支援 など)
- ④ 情報提供の充実
(ニーズに沿った情報提供、支援を利用しやすい環境づくり、相談機関やサポート体制の充実 など)